



2018年8月30日

各位

会社名 株式会社 資生堂
代表者名 代表取締役 執行役員社長 兼 CEO
魚谷 雅彦
(コード番号 4911 東証第1部)
問合せ先 IR部長 北川 晴元
(TEL. 03-3572-5111)

ストックオプション(新株予約権)の権利行使可能個数決定に関するお知らせ
～2015年度長期インセンティブ型報酬～

本日、当社は会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、2015年度における当社の社外取締役を除く取締役3名および2015年12月31日時点の当社の執行役員15名に対して割当てていた長期インセンティブ型報酬としてのストックオプションに関する新株予約権の権利行使可能個数を決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 確定した新株予約権の権利行使可能個数

本件ストックオプションでは、ストックオプションとしての新株予約権の割り当ての時と、割り当てた新株予約権の権利行使期間の開始時の二つのタイミングで業績条件を課しています。対象事業年度における当社と比較対象企業の営業利益の成長率の比較結果に基づき、2016年3月に各役員に割当てられた新株予約権のうち権利行使可能な個数を下記のとおり決定しました。

対象	個数
2015年度における当社の社外取締役を除く取締役 3名	237個
2015年12月31日時点の当社の執行役員 15名	463個

※新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株

(注)上記に記載した事項以外の本件新株予約権に関する事項につきましては以下の開示書類にて、開示しています。

2015年5月15日付 「ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ」

2016年2月23日付 「ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ」

2016年3月31日付 「ストックオプション(新株予約権)の発行価額(払込金額)等決定に関するお知らせ」

以上

長期ストックオプションの業績条件

本件ストックオプションでは、ストックオプションとしての新株予約権の割当ての時と、割当てた新株予約権の権利行使期間の開始時の二つのタイミングで業績条件を課すこととしています。

まず、株主総会において割当て上限個数の承認を得た後、実際新株予約権を割当てる際に、直前事業年度に係る年次賞与の評価指標を用いて、0%～130%の範囲で付与個数の増減を行います。さらに、当該新株予約権の行使期間が開始する際に、その直前事業年度までの連結業績等の実績に応じて、割当てられた新株予約権の30%～100%の範囲で権利行使可能な個数が確定する仕組みとしています。これにより、中長期的な業績向上と戦略目標達成へのインセンティブとしての機能を強化しています。

新株予約権の割当て時：

- ・ 全社業績(連結売上高、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益)、担当事業業績評価および個人考課のうち、各役員の年次賞与の算定に用いる項目と同じ項目を使用
- ・ 評価部会の審議を経て割当て個数を決定

新株予約権の行使期間開始時：

- ・ 新株予約権の割当て日が属する事業年度の前事業年度と翌事業年度の営業利益を比較し、営業利益の成長率を算出
- ・ 花王株式会社(日本)、ロレアル S.A.(フランス)、エスティローダーカンパニーズ Inc.(アメリカ)等、国内外の化粧品の上位企業を比較対象企業としてあらかじめ定め、当社と同じ事業年度について各社の営業利益の成長率を算出
- ・ 当社と比較対象企業の営業利益の成長率の比較結果に基づき、各役員に割当てられた新株予約権のうち権利行使可能な個数を決定